不正取引業者処分に関するルール

1 目的

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の改定(平成 26 年 2 月 18 日)を受け、取引に関与する業者に係る手続き等を明確に示し、公的研究費等の適正な使用・運用を確保することを目的とする。

2 対象

公的研究費による研究等に関し、当該研究等を行う石巻専修大学の教員、その事務処理に従事する 職員及び取引に関与する業者に対して適用する。

- 3 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方法について
 - ・取引停止期間は、1か月以上12か月以内とする。
 - ・取引停止措置を受けた業者が、その取引停止措置の期間満了後1年を経過するまでの間に新たな 事案により取引停止措置をする場合の期間については、2か月以上24か月以内とする。

4 本学の不正対策について

- ・不正を事前に防止するために、本学における教員及びその事務処理に従事する職員に対して、公 的研究費等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正にあたるかなどを理解 させるためのコンプライアンス教育を実施する。
- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の適合性を守り、不正 防止対策の有効性を継続的に改善する。

5 不正対策について

- ・不正な取引に関与した業者への取引停止等を行う。
- ・不正対策の業者への周知を徹底する。
- 不正防止のため、公的研究費に係る業者に対し、不正を行わない旨の誓約書の提出を求める。

平成27年4月1日制定